

## 児童手当等の貯蓄に係る管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、児童養護施設の設置者（以下、「施設の設置者」という。）が、厚生労働大臣が定める給付金（児童手当及びこれに準ずる給付金をいう。以下、「児童手当等」という。）の支給を受けた場合において、児童手当等を対象児童の貯蓄に充てる場合の当該貯蓄に関し必要な事項を定め、児童手当等に係る貯蓄の適正化に資することを目的とする。

### (児童に係る金銭の取扱い)

第2条 施設の設置者は、入所中の児童が児童手当等として支払いを受けた金銭を、原則として、銀行等において対象児童名義の預貯金口座を開設して、これを預け入れるものとする。

### (管理者の指定)

第3条 施設の設置者は、児童手当等を対象児童に授与するに当たっては、これを親権を行う父又は母等（以下、「法定代理人」という。）には管理させず、児童養護施設藤崎台童園園長（以下、「園長」という。）を管理者として指定する。

2 前項の場合において、施設の設置者は、当該児童に授与する旨及び園長を管理者として指定する旨を記載した書面（様式第1号）を当該児童又はその法定代理人に交付するものとする。

3 施設の設置者は、児童に係る措置が他の措置に変更される場合においては、園長を管理者としている管理者の指定を解除し、変更後の措置により当該児童の委託を受ける者又は当該児童が入所する施設の長を新たに管理者として指定するものとする。

4 施設の設置者は、第3項の規定により新たな管理者を指定する場合には、変更後の措置により当該児童の委託を受ける者又は当該児童が入所する施設の長に対し、管理者の変更の内容を記載した書面（様式第2号）を交付するとともに、その旨を対象児童又はその法定代理人に通知するものとする。

5 前項の書面の交付に当たっては、当該児童の印鑑及び預貯金通帳並びに金銭出納帳の写しを添付するとともに、受領書（様式第3号）を徴するものとする。

### (貯蓄の管理)

第4条 管理者は、対象児童名義の預貯金口座の預貯金（以下、「児童の貯蓄金」という。）を他の預貯金と区別し、児童の貯蓄金が児童手当等の支給の趣旨に従って用いられるよう、適切に管理しなければならない。

2 児童の貯蓄金の保管は次の区分により行い、印鑑と預貯金通帳は事務所においてそれぞれ別々に鍵のかかる場所に保管しなければならない

区 分	保管者
印鑑	園長
預貯金通帳	書記

### (金銭出納手続き)

第5条 施設の設置者は、児童が児童手当等の対象児童として認定された場合には、民法第830条第1項に基づく第3条第1項の意思表示をしたうえで、対象児童に対し、授

与すべき金額を速やかに授与するものとする。

- 2 管理者は、児童手当等が児童に授与された場合には、書記に命じて、児童手当等を対象児童名義の預貯金口座に速やかに入金させる。
- 3 書記は、児童手当等預貯金通帳保管台帳（様式第4号）を作成し、預貯金通帳の適正な保管に努めなければならない。
- 4 担当保育士又は担当児童指導員（以下「担当者」という。）は、対象児童が、物品の購入や趣味、会食、旅行等の活動のため、児童手当等の出金を求めた場合には、次により出金手続きを行うとともに、個人別の金銭出納帳（様式第5号）を作成し、適正な出納に努めなければならない。
  - （1）担当者は、対象児童から出金の依頼があったときは、出金依頼書（様式第6号）を徴し、書記を通じて管理者に提出し、その確認印を受けるものとする。
  - （2）管理者は、出金が必要と認めたときは、担当者に指示して対象児童名義の預貯金通帳から出金させるものとし、担当者は、書記から預貯金通帳を預かって出金の処理を行うものとする。
  - （3）担当者は、出金後は出金状況を金銭出納帳に記載するとともに、出金した金銭の使途内容のわかる証憑類（領収書、レシート等）を徴し、それを書記に提出しなければならない。
  - （4）書記は、対象児童毎に、その使途内容を明らかにした使途明細表（様式第7号）を作成するとともに、担当者から受け取った証憑類は保存しておかなければならない。
- 5 児童手当等の支出に当たっては、措置費で費用の一部を賄うといった措置費と重複して支出することはできない。

（児童手当等現在高報告）

- 第6条 書記は、毎年度1回、児童手当等現在高一覧表（様式第8号）及び個人別の児童手当等現在高報告書（様式第9号）を作成し、預貯金通帳を添えて管理者に報告しなければならない。
- 2 管理者は、毎年度1回、個人別の児童手当等現在高報告書により、児童又はその法定代理人に対し、児童手当等の預貯金残高を報告するものとする。

（管理者の指定の解除）

- 第7条 児童が施設を退所する場合（第3条第3項に該当する場合を除く）においては、園長を管理者としている管理者の指定を解除し、当該児童に意思能力がある場合は当該児童に対し、当該児童に意思能力がない場合はその法定代理人に対し、印鑑と預貯金通帳を引き渡すものとする。
- 2 管理者は、前項の引き渡しに当たっては、書記に指示して児童手当等現在高一覧表と照合確認したうえで印鑑と預貯金通帳を引き渡し、代わりに児童手当等受領書（様式第10号）を徴するものとする。また、児童手当等受領書には預貯金通帳の写しを添付するものとする。

附 則

この規程は、平成24年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月19日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年1月15日から施行する。

子どもに通知する場合

様式第1号-1

受贈者（子ども）氏名

様

国の「児童手当」の法律では、児童養護施設に入所している子どもについては、児童手当を施設の設置者に対して支給することとされています。

児童手当として支払いを受けたお金は、その子どもの預貯金に充てたうえで、その趣旨に沿って用いられるようにすることになります。

この制度に従い、あなたの預貯金に充てるため、あなたの分の児童手当として支払いを受けるお金を、あなたに贈与することとしました。

この贈与したお金については、あなたの健やかな育ちに用いられるよう、下記の者を管理者として指定しました。

このお金は、その趣旨に従って用いられるよう、管理者において適切に管理し、必要なときに使えるようにします。

記

管理者として指定した者

(所在地) 熊本市中央区古京町三番五号  
(施設名) 児童養護施設藤崎台童園  
(氏名) 園長 尾 里 裕 子

平成 年 月 日

(贈与者)

熊本市中央区古京町三番五号  
社会福祉法人藤崎台童園  
理事長 尾 里 一 清

子どもに意思能力がなく親権者である父母に通知する場合

## 様式第1号-2

受贈者法定代理人（子どもの父母）氏名

様

国の「児童手当」の法律では、児童養護施設に入所している子どもについては、児童手当を施設の設置者に対して支給することとされています。

児童手当として支払いを受けたお金は、その子どもの預貯金に充てたうえで、その趣旨に沿って用いられるようにすることになります。

この制度に従い、社会福祉法人藤崎台童園 理事長 尾里 一清 は、(子どもの氏名)の預貯金に充てるため、その子どもの分の児童手当として支払いを受けるお金を、その子どもに贈与することとしました。

この贈与したお金については、お子様の健やかな育ちに用いられるよう、下記の者を管理者として指定しました。

この贈与によるお子様の預貯金は、お子様のためにその趣旨に従って用いられるよう、管理者において適切に管理します。

### 記

管理者として指定した者

(所在地) 熊本市中央区古京町三番五号

(施設名) 児童養護施設藤崎台童園

(氏名) 園長 尾里 裕子

平成 年 月 日

(贈与者)

熊本市中央区古京町三番五号  
社会福祉法人藤崎台童園  
理事長 尾里 一清

様式第2号

藤崎台発第 号  
平成 年 月 日

(変更後の措置により  
当該児童の委託を受ける者又は  
当該児童が入所する施設の長) 様

社会福祉法人 藤崎台童園  
理事長 尾 里 一 清

児童手当等の管理者の指定変更について

(児童名) の措置変更に伴い、当該児童に係る児童手当等の管理者を児童養護施設藤崎台童園園長・尾里裕子としている管理者の指定を解除し、平成 年 月 日付けで新たに下記の者を管理者として指定します。

記

(変更後の措置により当該児童の委託を受ける者  
又は  
当該児童が入所する施設の住所)

(変更後の措置により当該児童の委託を受ける者  
又は  
当該児童が入所する施設の長の氏名)

## 受領書

平成 年 月 日

児童養護施設藤崎台童園

園長 尾里 裕子 様

(変更後の措置により当該児童の委託を受ける者  
又は当該児童が入所する施設の住所)

(変更後の措置により当該児童の委託を受ける者  
又は当該児童が入所する施設の長の氏名) 印

措置変更に伴い、下記のものを受領しました。

### 記

品名	数量	金融機関名	記号番号	預貯金残高	備考
預金通帳					
印鑑					







様式第6号

管理者	書記	担当者

出金依頼書

令和 年 月 日

(管理者)  
児童養護施設 藤崎台童園  
園長 北村 直登 様

(依頼人)  
児童氏名 \_\_\_\_\_

私名義の預貯金口座から下記の金額を出金してください。

¥                      円

(出金を必要とする理由)





様式第9号

児童（法定代理人）氏名

様

（管理者）

児童養護施設 藤崎台童園  
園長 尾里 裕子

児童手当等現在高報告書

平成 年 月 日現在の児童手当等に係る預貯金残高を下記のとおり報告します。

記

金融機関名	記号・番号	預貯金残高	備考



# 児童手当等の貯蓄に係る管理規程の一部改正について

児童手当等の貯蓄に係る管理規程の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>(管理者の指定) 第3条 (略) 2 (略) 3 施設の設置者は、児童に係る措置が他の措置に変更される場合においては、園長を管理者としている管理者の指定を解除し、変更後の措置により当該児童の委託を受ける者又は当該児童が入所する施設の長を新たに管理者として指定するものとする。 4 施設の設置者は、前項により新たな管理者を指定する場合には、原則として、対象児童の貯蓄金の残額及び管理者の変更の内容を記載した書面を対象児童又はその法定代理人に交付するものとする。</p>	<p>(管理者の指定) 第3条 (略) 2 (略) 3 施設の設置者は、児童に係る措置が他の措置に変更される場合においては、園長を管理者としている管理者の指定を解除し、変更後の措置により当該児童の委託を受ける者又は当該児童が入所する施設の長を新たに管理者として指定するものとする。 4 施設の設置者は、第3項の規定により新たな管理者を指定する場合には、<u>変更後の措置により当該児童の委託を受ける者又は当該児童が入所する施設の長に対し、管理者の変更の内容を記載した書面(様式第2号)を交付するとともに、その旨を対象児童又はその法定代理人に通知するものとする。</u> 5 <u>前項の書面の交付に当たっては、当該児童の印鑑及び預貯金通帳並びに金銭出納帳の写しを添付するとともに、受領書(様式第3号)を徴するものとする。</u>  <u>従来の様式第2号を様式第4号に 様式第3号を様式第5号に 様式第4号を様式第6号に 様式第5号を様式第7号に 様式第6号を様式第8号に 様式第7号を様式第9号に 様式第8号を様式第10号に 変更する</u>  附則 改正後のこの規程は、平成26年1月15日より施行する。</p>

## (改正理由)

児童に係る措置が他の措置に変更される場合の取扱いについて、実態にあわせて明確化するものである。